

金大中氏抹殺の蛮行を許してはならない

日本共産党中央委員会 常任幹部会が声明

日本共産党中央委員会常任幹部会は十二月三日、金大中氏処刑が切迫した事態をむかえていることにたいして「金大中氏抹殺（まつさつ）の蛮行を許してはならない」と題するつきの声明を発表しました。

一、金大中氏にかんし韓國の大法院が数日中にも死刑判決を下し、つづいて全斗煥軍事ファッショ政権が日をおかずて処刑を強行する危険性がつよまつており、事態はまさに切迫している。自由と民主主義をもとめ人権擁護をめざす日本国民をはじめ世界各国の広範な人びとにたいする、かくも野蛮な挑戦を、われわれは断じて許すことができない。

日本共産党は、この極悪な策謀を強行しようと全斗煥軍事ファッショ政権を、人道と民主主義の名においてきびしく糾弾するとともに、金大中氏抹殺の蛮行の即時中止を要求する。

一、金大中氏をめぐるこうした切迫した危険な状況を生みだした点で、わが国の主權をも不当に侵害した金大中氏ら致事件の犯行を、過去二回にわたる「政治決着」でかばつてきた自民党政府は重大な責任を負つている。とくに、起訴状をみても、日本政府がおこなった「政治決着」にさえ違反して、金大中氏の日本での言動が国家保安法違反の主要な罪とされていることは重大である。わが党は、一刻の猶予も許さないこの局面で、政府が金大中氏救出のため外交上とりうるあらゆる措置をすみやかに講じることを、嚴重にとめる。

とくに、日本政府とその責任者が公然と、この蛮行への不同意の表明することにたいし、「内政干渉にわたる危険」うんぬんの筋ちがいの理由で抑制させようとする内外の不當な圧力は、人権問題を国際問題とみないという、国際法上まつたく誤った見地を前提と

し、かつ全斗煥ファッショ政権との「友好」を第一義視するものであり、静観主義の名で事実上蛮行を放置する許されない反人道的な態度である。もし、政府がこの状況下で最善をつくさないなら、金大中氏抹殺の共犯者の汚名を免ることはできないであろう。

一、朴政権にもまさる超ファッショ的「兵営國家」化を急ぐ全斗煥政権に、金大中氏の死刑を中止させる今日最大の力は、世界と日本の世論を公然と動員するために、日本のすべての団体と個人が努力を集中することである。

わが党は、金大中氏抹殺の野蛮きわまる策謀をただちにやめさせ、死刑判決を撤回させるために、自由と民主主義をもとめる内外の広範な人びとに、かねてつよく決起をよびかけるものである。

赤旗

日本共産党中央機関紙

号外 1980年12月3日(木)

発行所 日本共産党中央委員会
東京都渋谷区千駄ヶ谷4ノ26ノ7
大代表03(403) 6111
1952年5月30日第三種郵便物認可
1966年1月21日国鉄東局特別扱承認
新聞紙第446号